

教育事務所の適正化方針 (第Ⅱ期：平成26－29年度)

[平成26年6月27日教育長決裁]

1 背景

地方分権の進展等に伴う市町村合併の流れの中、市町村において主体的に地域の実情に応じた教育行政を推進していくことが期待されており、県は市町村間の調整や小規模市町村に対する支援にその役割を一層重点化し、市町村の自主性を尊重しつつ、教育の質の向上に責任を果たしていくことが求められている。

また、平成25年4月より那覇市が中核市へ移行したことから、那覇市教育委員会と県の役割分担を整理・確認する必要がある。

一方、平成24年度に策定された沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、時代の変化に柔軟に対応し、先見性に富み、発展を支える人材育成に資するため、学校教育の充実や家庭・地域の教育機能の向上を図ることが計画されている。

また、21世紀ビジョン基本計画に沿う形で平成24年度に策定された沖縄県教育振興基本計画では、

- 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
- 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
- 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。
- 幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

の4つの目標を掲げている。

沖縄21世紀ビジョン基本計画と沖縄県教育振興基本計画の4つの目標を推進していくためには、単に削減ありきではなく必要などころには必要な量の行政資源を配分し、限られた行政資源で最大の効果が得られるよう「選択と集中」のもと、教育施策を推進する必要がある。

このことから、教育事務所の業務及び組織のあり方を見直す必要があり、見直しによって喫緊の課題である学力向上、家庭教育の支援、いじめ対策等に行政資源を傾注でき、学校教育及び社会教育の充実並びに青少年の健全育成等の教育的効果が期待できる。

2 基本的な考え方

(1) 市町村における教育行政及び学校の運営の自主性、自律性の尊重

子どもたちに最も身近なところで教育活動を担っているのは学校、市町村であり、国が義務教育を保障する観点から、県が広域調整・支援の観点から、それぞれの役割を果たしたうえで市町村において主体的に地域の実情に応じた教育行政が展開される必要がある。

(2) 本庁等との役割分担の見直し

本庁や総合教育センターとの役割分担を検討・整理し、県が行うべき業務の効率的な執行を図る必要がある。

(3) 事務事業の見直しの推進

限られた行政資源で県民の教育行政に対するニーズに適切に対応するためには、「選択と集中」という基本姿勢の下、事務事業の見直しを推進する必要がある。

(4) 簡素で効率的な組織体制の構築

時代の変化や多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するため、簡素で効率的な組織体制を確立し、もって県民本位の成果・効率重視のスマートな行政を達成する。

3 教育事務所が行う業務の見直し

(1) 事務事業

市町村が自主的かつ総合的に地域における行政を担うことが求められている状況で、県においては、21世紀ビジョン基本計画と沖縄県教育振興基本計画の施策を着実に推進するためには、現在実施しているすべての事務事業について、目的妥当性、有効性、効率性、公平性等の視点から検証を行う必要がある。特に、以下ア～エについて、そのあり方を検討する必要がある。

ア 人事業務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の人事は県が行うこととされている。学校人事課と教育事務所において効率的な業務のあり方を検討する。

イ 給与等の支払・認定業務

市町村立学校職員給与負担法に基づき県費負担教職員の給与等は県が負担することとされているが、業務の迅速化・効率化が課題となっているため、給与等の関係業務について見直しを引き続き行う。特に平成24年度から実施している認定業務の市町村への権限移譲について積極的に推進する。また、今後は給与システムの整備（給与システムへの認定情報打ち込み作業の外部委託等も含め）や事務処理体制の構築に向けた検討を行う。

権限を移譲するためには市町村において事務処理体制が確立される必要があるが、現時点では各事務所の所管区域における事務の共同実施の取組の進捗状況は様々である。このため、各区域における事務処理体制の構築に向けて引き続き支援を行う。

また、学校事務職員の資質向上のため、人事交流のあり方について検討する必要がある。

ウ 指導業務

地域の教育の振興を図るうえで住民に最も身近な市町村の役割が一層重要となることから、県内各市町村において主体的な教育行政の運営が図られることが望ましい。

このため市町村における指導主事、社会教育主事の配置を促進しながら、学校訪問や社会教育に係る講座の開催等、市町村で行うべきものは市町村に任せるなど、県の関与のあり方を見直す。

一方、小規模市町村などでは、財政状況等を理由に教育委員会の事務局体制が十分整っていない場合があるため、市町村の自主性を尊重しながらも県が必要な支援を引き続き行うよう配慮する必要がある。

エ 研修業務

県では、教職員のキャリアに応じた研修や現在の県の教育が抱える課題に対応した研修等の充実を図りながら、市町村教育委員会等と連携・協力を密にし、現在の研修の精選・整理を行う必要がある。

また、本庁や教育事務所が担っている研修機能を段階的に総合教育センターに集約することにより、研修業務の効率化、教育事務所の事務の簡素化を図る。

なお、このためには総合教育センターの研修事業のあり方も見直す必要がある。

(2) 組織体制

ア 定数

定数については、事務事業の見直しをふまえ、必要な見直しを行う。

(ア) 人事業務

所管区域の市町村数、教職員数、市町村の実情等を勘案し定数を配置する。

(イ) 給与・旅費業務

認定業務の市町村への権限移譲や業務の効率化（システム整備の検討等）の進捗状況に応じて定数を見直す。

(ウ) 指導業務

本県の教育施策を広域的な観点から積極的に推進するため、市町村に対する支援等に役割を重点化する必要がある。このことから、市町村における推進体制の整備を促進し、その進捗状況に応じて定数を見直す。

また、市町村教育委員会には社会教育主事を設置していない市町村もあるものの、職員が社会教育主事資格を取得し、有資格者が増加の傾向にある。教育事務所における社会教育主事については、教育事務所や管轄する市町村教育委員会と十分に意見交換を行い定数見直しを行う。

(エ) 研修業務

研修の精選・整理を行いながら、総合教育センターへの機能の集約をふまえた定数の見直しを行う。

また、那覇市の県費負担教職員に対する研修について那覇市へ移管されたこと等をふまえ、定数見直しを検討する。

イ 組織

各教育事務所の組織については、事務事業の見直し及び市町村への権限移譲等をふまえ、引き続き教育事務所のあり方を検討する。